

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第四十九号) (都市計画課)

一 趣旨

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等をすることができる区域に含まない区域として、土砂災害警戒区域等を追加するための改正

二 内容

市街化調整区域において開発許可等ができる区域に含まない区域として、次の区域を追加

- (一) 災害危険区域
- (二) 地すべり防止区域
- (三) 急傾斜地崩壊危険区域
- (四) 土砂災害警戒区域
- (五) 浸水想定区域(生命等に著しい危害が生じるおそれのあると認められる区域に限る)

三 施行期日

令和四年四月一日